

平成24年（行ウ）第15号東海第二原子力発電所運転差止等請求事件

原告 大石光伸 外265名

被告 国 外1名

準備書面（18）

立地審査の看過しがたい過誤・欠落によって設置許可された本件発電所は違法かつ無効である。

2014年（平成26年）9月11日

水戸地方裁判所 民事第2部 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 河合 弘 之
外



目次

第 1	立地審査指針の重要性	- 2 -
第 2	本件原発への原子炉立地審査指針の適用	- 5 -
1	離隔要件の適用	- 5 -
2	誘因, 拡大要件の適用	- 10 -
3	小括	- 14 -
第 3	新規制基準と立地審査指針の関係	- 14 -

第 1 立地審査指針の重要性

原子炉施設の設置許可基準には「災害の防止上支障がないこと」が要請されており（旧原子炉等規制法 24 条 1 項 4 号, 現行原子炉等規制法 24 条 1 項 3 号, 改訂原子炉等規制法 43 条の 3 の 6 第 1 項 4 号), その趣旨は, 「原子炉施設の安全性が確保されないときは, 当該原子炉施設の従業員やその周辺住民等の生命, 身体に重大な危害を及ぼし, 周辺の環境を放射能によって汚染するなど, 深刻な災害を引き起こすおそれがあることにかんがみ, 右災害が万が一にも起こらないようにするため, ……申請に係る原子炉設置の位置, 構造及び設置の安全性につき, 科学的, 専門技術的見地から十分な審査を行わせることにある」, 従って, 「現在の科学技術水準に照らし, 右調査審議において用いられた具体的審査基準に不合理な点があり, あるいは当該原子炉施設が右の具体的審査基準に適合するとした原子力委員会もしくは原子炉安全専門審査会の調査審議及び判断の過程に看過し難い過誤, 欠落があり, 被告行政庁の判断がこれに依拠されてなされたと認められる場合には違法と判断すべきである。」（伊方最高裁判決）。

そして, この「災害の防止上支障がないこと」の許可要件を具現化

したものが原子力安全委員会の策定した「安全指針類」であり、そのうち最も重要なのはそもそも立地をどこにするかを定める立地審査指針であり、上記伊方最高裁判決における「具体的審査基準」である。

重大事故が起きても、放射能が人間に到達しないような場所に原発があるのであれば、被害が極少化されるから、立地をどこにするかは決定的に重要なのである。

そして、深刻な福島原発事故が現実起きており、この悲惨な事故が起きたということ及び被害が極めて広い範囲に及んでいることは、安全指針類、特に立地審査指針に適合するか否かの判断の過程に看過し難い過誤・欠落があったからである。以下に詳述する。

原子炉立地審査指針(昭和39年5月27日原子力安全委員会決定、平成元年3月27日一部改訂)は以下のとおり定める(下線は代理人による)。

『この指針は、原子炉安全専門委員会が、陸上に定置する原子炉の設置に先立つて行う安全審査の際、万一の事故に関連して、その立地条件の適否を判断するためのものである。

1. 基本的考え方

1. 1 原則的立地条件

原子炉は、どこに設置されるにしても、事故を起さないように設計、建設、運転及び保守を行わなければならないことは当然のことであるが、なお万一の事故に備え、公衆の安全を確保するためには、原則的に次のような立地条件が必要である。

(1) 大きな事故の誘因となるような事象が過去においてなかったことはもちろんであるが、将来においてもあるとは考えられないこと。また、災害を拡大するような事象も少ないこと。

(2) 原子炉は、その安全防護施設との関連において十分に公衆から離れていること。

(3) 原子炉の敷地は、その周辺も含め、必要に応じ公衆に対して適切な措置を講じうる環境にあること。

1. 2 基本的目標

万一の事故時にも、公衆の安全を確保し、かつ原子力開発の健全な発展をはかることを方針として、この指針によって達成しようとする基本的目標は次の三つである。

a 敷地周辺の事象、原子炉の特性、安全防護施設等を考慮し、技術的見地からみて、最悪の場合には起るかもしれないと考えられる重大な事故（以下「重大事故」という。）の発生を仮定しても、周辺の公衆に放射線障害を与えないこと。

b 更に、重大事故を超えるような技術的見地からは起るとは考えられない事故（以下「仮想事故」という。）（例えば、重大事故を想定する際には効果を期待した安全防護施設のうちのいくつかが動作しないと仮想し、それに相当する放射性物質の放散を仮想するもの）の発生を仮想しても、周辺の公衆に著しい放射線災害を与えないこと。

c なお、仮想事故の場合には、集団線量に対する影響が十分に小さいこと。

2. 立地審査の指針

立地条件の適否を判断する際には、上記の基本的目標を達成するため、少なくとも次の三条件が満たされていることを確認しなければならない。

2. 1 原子炉の周辺は、原子炉からある距離の範囲内は非居住区域であること。

ここにいう「ある距離の範囲」としては、重大事故の場合、もし、その距離だけ離れた地点に人がいつづけるならば、その人に放射線障害を与えるかもしれないと判断される距離までの範囲をとるものとし、「非居住区域」とは、公衆が原則として居住しない区域をいうものと

する。

2. 2 原子炉からある距離の範囲内であって、非居住区域の外側の地帯は、低人口地帯であること。

ここにいう「ある距離の範囲」としては、仮想事故の場合、何らの措置を講じなければ、範囲内にいる公衆に著しい放射線災害を与えるかもしれないと判断される範囲をとるものとし、「低人口地帯」とは、著しい放射線災害を与えないために、適切な措置を講じうる環境にある地帯（例えば、人口密度の低い地帯）をいうものとする。

2. 3 原子炉敷地は、人口密集地帯からある距離だけ離れていること。

ここにいう「ある距離」としては、仮想事故の場合、全身線量の積算値が、集団線量の見地から十分受け入れられる程度に小さい値になるような距離をとるものとする。

3. 適用範囲

この指針は、熱出力 1 万キロワット以上の原子炉の立地審査に適用するものとし、1 万キロワット未満の場合においては、この指針を参考として立地審査を行なうものとする。』

第 2 本件原発への原子炉立地審査指針の適用

1 原則的立地条件（2）「離隔要件」の適用

重大事故は「技術的見地からみて、最悪の場合には起るかもしれないと考えられる事故」であり、仮想事故は「重大事故を超えるような技術的見地からは起こるとは考えられない事故」であるから、福島第一原発事故は上記の重大事故もしくは仮想事故に該当することは明白である。よって、本件原発が立地審査指針に適合するか否かは、机上の想定ではなく福島第一原発事故という具体的事実をもとにして「本件原発において福島第一原発事故と同規模の事故を仮定しても周辺の

公衆に放射線障害を与えないこと」(上記1. 2 基本的目標の a) という要件を充足しているかで判断すればよいこととなる。

そして、福島第一原発事故における放射性物質の飛散状況(立地地元たる双葉町、大熊町は線量が高く、居住禁止、4.5 km離れた飯舘村の重要部分も居住禁止など極めて広範囲かつ深刻)を見れば、本件原発で同様の事故が起きれば周辺の公衆に放射線障害を与えることは明白である。

よって本件原発は立地審査指針の1. 2 基本目標に違反する。しかるに、本件原発の設置許可の判断過程においてこのことが看過されている。この看過はまさに許されないものであるから、上記設置許可は違法かつ無効である。

なぜこのような許可がおりてしまったのだろうか。それは、「重大事故」、「仮想事故」を以下のように定義(評価)することによる。

すなわち、前述したとおり立地審査指針には、

a 重大な事故(以下「重大事故」という。)の発生を仮定しても、周辺の公衆に放射線障害を与えないこと。

b 更に、重大事故を超えるような技術的見地からは起るとは考えられない事故(以下「仮想事故」という。)の発生を仮想しても、周辺の公衆に著しい放射線災害を与えないこと。

と定められている。しかし、その肝心の重大事故、仮想事故の際にどのような放射能放出が起きるかという評価について、班目氏は次のように証言している。

「例えば立地指針に書いていることだと、仮想事故だといいいながらも、実は非常に甘々な評価をして、(放射能が一筆者注)余り出ないような強引な計算をやっているところがございます」「敷地周辺には被害を及ぼさないという結果になるように考えられたのが仮想事故だと思わざ

るを得ない」(国会事故調における班目春樹元原子力安全委員会委員長発言 会議録第4号8, 9頁)。それが実際にはどのように甘々かという点、以下のとおりである。すなわち、この目標達成のために、重大事故の場合を想定してある距離の範囲を非居住区域にすること、仮想事故の場合を想定して非居住区域の外側のある距離の範囲を低人口地帯にすること、原子炉施設が人口密集地帯からある距離だけ離れていること、が必要とされている。

ある距離の範囲に放出される放射線量のめやす線量は、

重大事故の場合は

甲状腺（小児）に対して 150 レム（1,500 ミリシーベルト）

全身に対して 25 レム（250 ミリシーベルト）

仮想事故の場合は

甲状腺（成人）に対して 300 レム（3,000 ミリシーベルト）

全身に対して 25 レム（250 ミリシーベルト）

であり、これ以下にならなければならないとされている。

そして、「立地指針で規定している『非居住地域』『低人口地帯』の範囲は、わが国の原子力発電所のほとんど全ての場合、原子炉施設の敷地内に包含されているので、設置許可上必要な原子炉の安全性は、原子炉施設の敷地内で確保されている」（安全審査指針の体系化について平成15年2月原子力安全委員会）と解釈され、運用されてきた。すなわち、重大事故、仮想事故でも放射能は敷地内にとどまることにされていたのである。これが班目氏がいう「非常に甘々の評価をして、（放射能が一筆者注）あまり出ないように強引な計算をした」ということなのである。

しかし、福島原発事故で明らかになったことは、立地評価において想定されている事故が過小であり、現実起きた重大事故では、これらの離隔要件が満たされていなかったということである。

本件東海第2発電所の立地審査指針による審査において仮想事故（技術的見地からは起こるとは考えられない事故）として冷却剤喪失事故と主蒸気管破断事故の2つの場合を想定し、冷却剤喪失事故について非常用炉心冷却系が作動せず炉心内の全燃料が溶融した場合が最大放出量となるとして核分裂生成物の放出を解析している。

その解析結果は「大気中に放出される放射性物質は、全ヨウ素が 2.6×10^4 キュリー (9.62×10^{14} ベクレル)、希ガスが 7.0×10^5 キュリー (2.59×10^{16} ベクレル)」と計算され、その結果「非居住域外で被曝線量が最大となるのは原子炉から西北西約540mの国道245号線と原研の敷地が接する地点で、その地点における線量は、甲状腺（成人）に対して約54レム、全身に対してはガンマ線0.5レム（5ミリシーベルト）ベータ線1.7レム（17ミリシーベルト）となる」として「各仮想事故時の被ばく線量は立地指針にめやす線量として示されている甲状腺（成人）300レム（3,000ミリシーベルト）および全身25レム（250ミリシーベルト）より十分小さい」として審査され、離隔要件を満たすとされた。

しかるに、福島第一原発事故から3月11日～3月16日0時までのわずか5日間に大気中へ放出された放出量は「ヨウ素131が 1.6×10^{17} ベクレル、希ガス（キセノン133）が 1.1×10^{19} ベクレル」と推定された（原子力安全・保安院2011年6月6日発表資料）。

東海第2発電所の審査で想定された「仮想事故」による放出量計算の500～1000倍の放出量である。これは1基（東海第2）と4基（福島）の違いもはるかに超える。

福島第一原発敷地境界における線量は、2011年4月1日～2012年3

月末までの1年間の積算線量で一番高かったモニタリングポストでの積算線量は956ミリシーベルトであった。

この積算線量は、事故直後の極めて高い3月の線量が除かれた数値であることから、敷地境界の積算線量は実際には更に高い線量である。

「4月以降の放出量は、3月の放出量の1%未満であった」(東京電力2012年5月24日)ことから、最大放出した3月を含む敷地境界積算線量はその100倍(95,600ミリシーベルト)を超えていたこととなる。

さらにこの線量は、気象条件が幸いして三分の二は太平洋方向に流され、三分の一しか敷地内陸地に流れなかったことを考えれば、気象条件によっては敷地境界でその3倍の積算線量(286,800ミリシーベルト)を超え、立地審査指針の「これ以下にならない」とされるめやす線量250ミリシーベルトの1000倍以上の事故が事実として起きたこととなる。

他の原発で想定されている仮想事故における放射性物質の放出量も、押し並べて極端に少ない。これは、「評価」というものの、実体は「定義」である。

すなわち、重大事故や仮想事故が起きても敷地外に放射性物質は拡散しないと評価(すなわち定義)しているのである。敷地外に放射性物質が拡散しないものを重大事故、仮想事故と定義しているのである。これは論理学でいう「同義反復」(恒真式ともいう。「aならばaである」というような定式をいう。tautology トートロジーという。)である。

① 重大事故、仮想事故であっても、放射能を敷地外に放出してはならない。

② 重大事故、仮想事故とは敷地外に放射能が放出されないものをいう。

③ よって、重大事故、仮想事故であっても、敷地外に放射能が放出

されることはない。

これがいかに馬鹿げた屁理屈であるかは誰の目にも明らかである。まさに論理的トリック（それも悪質な）である。

以上のような論理的トリックによって、本件原発の立地審査は行われてきたのであり、その設置許可の違法性、無効性は明らかである。

「百日の説法屁ひとつ」という諺がある。以上のような論理的トリックは「百日の説法」にあたり、「屁ひとつ」は福島第一原発事故である。原発立地を推進したごまかしの論理は福島原発事故というひとつの重大事故、仮想事故によって文字通り、吹き飛ばされてしまったのである。本件原発は立ててはいけない場所に、立っている。そのことだけで本件原発は運転してはならないことは明白である。

また、福島第一原発事故によって示された重大事故、仮想事故の具体例を東海第二原発の立地評価において見落としをしているのであるから、本件立地審査課程に過誤・欠落があることは明らかである。その過誤・欠落は周辺住民の生命・身体・財産を危険にさらす結果を招来するものであり、看過することは許されない。このような看過しがたい過誤・欠落ある立地審査によって設置許可処分が下された東海第2発電所は違法・無効である。

2 原則的立地条件（1）（3）の適用

（1）「立地指針」1.1 原則的立地条件では（2）離隔要件のほかに（1）及び（3）で次のように立地審査の原則的条件を明示している。

「（1） 大きな事故の誘因となるような事象が過去においてなかったことはもちろんであるが、将来においてもあるとは考えられないこと。また、災害を拡大するような事象も少ないこと」

「（3） 原子炉の敷地は、その周辺も含め、必要に応じ公衆に対して適切な

措置を講じうる環境にあること」

(2) 本件原発において検討する。

ア. 大きな事故の誘因となるような事象が過去においてなかったこと、
将来においてもあるとは考えられないこと

驚くべきことに、東海第二原発の審査の結論は「顕著な地震被害の記録がなく、全国的にみても地震活動性の低い地域に属している」とされて設置許可されている。また、地震に伴う津波の検討は審査書面には一切出てこない。

これは、東海第二原発の東側に広がる太平洋を日本列島に並行して走る日本海溝沿いのプレート境界では地震が起きる可能性があり、かつ、それは巨大地震、巨大津波と成りうるという知見を全く欠いた判断結果である。2011年東北地方太平洋沖地震の「事実」をもってして原則的立地条件の判断の誤り、本件設置許可処分の審査の過誤・欠落の立証は事足りる。

プレートテクトニクスの知見は1960年代にはすでに華々しく登場しており、1964年から筆が開始され1973年に空前のベストセラーとなった小松左京氏の『日本沈没』で広く国民に知られることとなったが、仮に1972年設置許可審査当時の原子力安全委員会原子炉安全専門審査会が上記の程度の「科学的、専門技術的見地から十分な審査」をおこなって「全国的に見ても地震活動性の低い地域」と判断したとしても、「現在の科学技術水準に照らし」て、さかのぼって設置許可時の判断に過誤・欠落があったと認められる。

また、「大きな事故の誘因となるような事象が将来においてもおよそあるとは考えられない」とする立地条件は、東海第2原発が大事故を発生させることになる地震、津波が合理的に予想されるのであるから、この条件を満たしていないにもかかわらず、設置許可をしていること

も明らかである。なお、設置許可後の原則的立地条件の(1)「大きな事故の誘因となる事象」「災害を拡大するような事象」における地震ならびに津波にかかわる審査の過誤・欠落については、準備書面(11)「地震動想定手法には根本的欠陥がある」、ならびに準備書面(14)「被告日本原電の新基準適合審査申請の内容は、津波審査ガイドを無視している」ですでに主張をおこなっている。

イ. 災害を拡大するような事象について

審査では、「敷地周辺の主な原子力施設」で「原電東海発電所，原研動力試験棟，原研 JRR-2・JRR-3・JRR-4，動燃再処理施設，東大工学部付属原子力工学研究施設，三菱原燃東海製作所」と列記されているのみで，およそ敷地周辺に災害を拡大する施設があることを検討した形跡はない。とりわけ隣接する再処理施設や，25km 先の高速増殖炉「常陽」への影響と災害拡大へのリスクについて検討していない。

原子力関連施設とりわけ隣接する再処理施設との連鎖的複合災害については別途準備書面を用意し主張補充する予定である。

ウ. 敷地は，その周辺も含め，必要に応じ公衆に対して適切な措置を講じうる環境にあること

審査では、「敷地および周辺環境」で「敷地面積約 20 万 m^2 （既設東海原発敷地を含めて約 31 万 m^2 ），原研敷地に隣接，敷地境界までの最短距離は 540m，海岸線までの距離 300m」と記されている。東海第 2 原発の敷地面積は全国の原発の中でとりわけ狭い。前述した通り「甘々」の重大事故，仮想事故という意図的同義反復の定義で評価している以上、敷地境界までの距離の短さについて検討した形跡はない。

「敷地周辺の人口」は「5km 以内で約 37,400 人，周辺の比較的大きな都市としては，水戸市，那珂湊市，勝田市，常陸太田市，日立市

等があるが、いずれもその中心部は敷地から 10～15km 離れている」とだけ記されている。県庁所在地の水戸市をはじめ、産業都市としての日立市や勝田市（現ひたちなか市）など周辺都市は「敷地から 10～15km 離れている」のでとして、はじめから「必要に応じ公衆に対して適切な措置を講じうる環境」から除外した審査をしていることを示している。

設置許可当ても原発の中で東海第二原発は日本一周辺人口が多かったであろうが、現在では東海第 2 原発は 30km 圏内で 94 万人とされ全原発の中で一番の人口密集地に立地している。しかも、福島第一原発事故が示すように、プルーム通過が 30km 圏内に収まるという根拠はなく、圏外の人口を考えれば、東海第二原発の事故に対する保護を考える必要のある地域、人口はさらに大きい。

また、「敷地付近の公共施設」として「1.4km 地点にチューリップ保育所、1.9km 地点に白方小学校があり、半径 3km 以内に保育所・幼稚園 4、小学校 5、中学校 3、高等学校 1、医療施設病院 5」と記されているだけで、要支援者の避難などへの適切な措置など毛頭検討されていない。現在、30km 圏内の災害時の要支援者は 3 万人、児童生徒は 3 万人、病院入院患者は 1 万人と推定される。

さらに「敷地周辺の主要農産物」では「米・麦・かんしょ、畜産は養豚、漁業について敷地前面海域でシラス、スズキ等の魚類が漁獲されている」と記されるだけで、首都圏への農畜水産物の食料基地としての茨城県の特性と影響など検討されている形跡はない。放射性物質による農地汚染や家畜への影響、汚染水による海域汚染による漁業への影響等、農漁業県への影響についてはまったく検討されていない。

ア～ウで検討した通り、立地審査指針の原則的立地条件（1）（3）にもとづく審査も明らかに過誤・欠落がある。

3 小括

以上より立地審査指針にもとづく適合審査に「看過しがたい過誤・欠落」があることは明らかである。このような審査によって「被告行政庁の判断がなされた」東海第2原発の設置許可は「違法と判断されるべきである」（伊方最高裁判決）。

安全性確保のために重要な立地審査指針に適合していないのであるから、東海第二原発は危険な原発であり、設置許可処分は違法かつ無効である。そのような違法かつ無効な設置許可によって建設された原子力発電所は、設置許可処分がなされた事実をもって安全性の推定（事実上及び法律上の）を働かすことはできないことは言うまでもない。被告日本原電は、立地審査指針に適合していない危険な原発であることが明らかにされたにもかかわらず、立地審査指針に適合していない内容で設置許可処分がなされたことを主張立証しているだけであり、本件原発の安全性につき必要な主張立証をしていない。

第3 新規制基準と立地審査指針の関係

- 1 なお、2013年7月に原子力規制委員会により策定された規制基準（以下、「新規制基準」という）には立地審査指針はない。福島第一原発事故の実情を踏まえて正当な立地審査指針を作ると、日本に原発が立地できる場所がないことがわかってしまったからである。新規制基準は旧安全基準の範囲を網羅していない。しかし、立地審査指針は廃止されていないので、新規制基準から漏れた部分（たとえば立地審査指針）があったとしても、廃止していない限りその部分の旧安全基準がそのまま効力を維持する。立地審査指針が効力を維持する場合の摘要の結論は前述のとおりである。
- 2 仮に新規制基準策定によって旧安全基準がすべて廃止されたと解

積したとしても、本件原子炉の設置許可の際に有効であった立地審査指針の適用において看過しがたい過誤欠落があり、その結果、周辺公衆の生命・身体・財産に対する具体的危険の発生可能性があるのであるから、本件設置許可は違法かつ無効である。

- 3 仮に新規制基準策定によって旧安全基準がすべて廃止されたと解釈し、新規制基準の適用を考えたとしても、立地審査指針（どのような場所に原発を建設してよいかの指針）は原発が重大事故を起こした場合の被害の甚大性を考えれば、そして、その被害の甚大性の現実を福島第一原発事故で目の当たりにしたのであるから、原発の建設を許可するか否かを定める場合に必須の要素でありそれを欠く新規制基準は伊方最高裁判決のいう「具体的な審査基準に不合理な点」がある場合に当たるので、新規制基準に適合したとしても、元々の違法無効な設置許可により建設されたという瑕疵が治癒されるわけではない。

以 上